

官報

号外

平成二十五年五月十五日

○第百八十三回 国会 衆議院會議録 第二十三号

平成二十五年五月十五日(水曜日)

議事日程 第十七号

平成二十五年五月十五日

午後一時開議

第一 道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 水防法及び河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

平成二十五年年度一般会計予算外二件両院協議会

協議委員の選挙

日程第一 道路法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第二 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三

水防法及び河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

平成二十五年年度一般会計予算外二件両院協議会
協議委員議長の報告

午後八時十二分開議

○議長(伊吹文明君) これより會議を開きます。

平成二十五年年度一般会計予算外二件両院協議会
協議委員の選挙

○議長(伊吹文明君) 本日、参議院から、平成二十五年年度一般会計予算、平成二十五年年度特別会計予算、平成二十五年年度政府関係機関予算はいずれも否決した旨の通知を受領するとともに、返付を受けました。国会法第八十五条第一項によれば、本院は、平成二十五年年度一般会計予算外二案について両院協議会を求めねばなりませんので、これより両院協議会協議委員の選挙を行います。

○越智隆雄君 両院協議会協議委員の選挙は、その手続を省略して、議長において直ちに指名されることを望みます。

○議長(伊吹文明君) 越智隆雄君の動議に御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 異議なしと認めます。よつて、協議委員は議長が指名することに決まりました。

直ちに指名をいたします。

平成二十五年年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員

山本 有二君 遠藤 利明君

岩屋 毅君 伊藤 達也君

小此木八郎君 萩生田光一君

西銘恒三郎君 うえの賢一郎君

石田 祝稔君 佐藤 英道君

ただいま指名をいたしました協議委員の諸君は、本會議休憩後、直ちに議長応接室に御参集の上、協議委員議長、副議長各一名を互選されたいことを望みます。

日程第一 道路法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第二 港湾法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第三 水防法及び河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第一、道路法等の一部を改正する法律案、日程第二、港湾法の一部を改正する法律案、日程第三、水防法及び河川法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長金子恭之君。

道路法等の一部を改正する法律案及び同報告書

港湾法の一部を改正する法律案及び同報告書

水防法及び河川法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔金子恭之君登壇〕

○金子恭之君 たいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、道路法等の一部を改正する法律案は、大規模な災害の発生の可能性及び道路の老朽化を踏まえた道路の適正な管理を図るため、道路管理者が防災上重要な道路について区域を指定して占用の禁止または制限を行うことができることとするとともに、道路の劣化の要因となる大型車両の通行を特定の道路に誘導する制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

次に、港湾法の一部を改正する法律案は、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、障害物の除去を行うことにより啓開できる航路を定めることができることとともに、海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

次に、水防法及び河川法の一部を改正する法律案は、水防活動及び河川管理をより適切なものとするとともに、その連携を強化するほか、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の適切な維持及び修繕を促進するための措置、水利使用手続の簡素化のための

従属発電に関する登録制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

三法律案は、去る五月七日日本委員会に付託され、翌八日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十日質疑に入り、昨十四日、質疑終了後、道路法等の一部を改正する法律案及び水防法及び河川法の一部を改正する法律案につきまして、それぞれ採決の結果、全会一致をもって、また、港湾法の一部を改正する法律案につきましては、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決を行います。

まず、日程第一及び第三の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) この際、暫時休憩いたします。

午後八時二十分休憩

午後十時四十分開議

○議長(伊吹文明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成二十五年年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員議長の報告

○議長(伊吹文明君) 平成二十五年年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員議長から報告書が提出をされております。この際、協議委員議長の報告を求めます。山本有二君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔山本有二君登壇〕

○山本有二君 平成二十五年年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果を御報告申し上げます。

御承知のように、平成二十五年年度一般会計予算外二件は、去る四月十六日衆議院において原案のとおり可決されましたが、本日参議院において否決されましたため、両院協議会を開くこととなったものであります。

両院協議会協議委員は、先ほどの本会議において議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行いました。その結果、議長には私が、副議長には遠藤利明君が当選いたしました。

引き続き、両院協議室に両院の協議委員が参集いたしました。くじにより、衆議院側において議長を務めることになりました。

両院協議会においては、まず最初に、衆議院側から可決した趣旨について説明を聴取し、続いて、参議院側から否決した趣旨について説明を聴取した後、各協議委員から、本予算の経済対策及び復興・防災対策としての有効性並びに財政健全化の必要性等、さまざまな観点から意見が述べられ、協議が行われましたが、意見の一致を見るに至らず、両院協議会としては、成案を得るに至らなかったものとして、これを各議院にそれぞれ報告することとし、両院協議会は終了いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 両院協議会協議委員議長からただいま報告されましたとおり、平成二十五年
度一般会計予算外二案については、両院の意見が
一致いたしませんので、憲法第六十条第二項によ
り、本院衆議院の議決が国会の議決となりまし
た。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いた
します。

午後十時四十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 安倍 晋三君
財務大臣 麻生 太郎君
総務大臣 新藤 義孝君
法務大臣 谷垣 禎一君
外務大臣 岸田 文雄君
文部科学大臣 下村 博文君
厚生労働大臣 田村 憲久君
農林水産大臣 林 芳正君
経済産業大臣 茂木 敏充君
国土交通大臣 太田 昭宏君
環境大臣 石原 伸晃君
防衛大臣 小野寺五典君
国務大臣 甘利 明君

国務大臣 稲田 朋美君
国務大臣 菅 義偉君
国務大臣 根本 匠君
国務大臣 古屋 圭司君
国務大臣 森 まさこ君
国務大臣 山本 一太君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

武井 俊輔君

宮内 秀樹君

中谷 真一君

国土交通委員

辞任

井林 辰憲君

後藤田正純君

國場幸之助君

桜井 宏君

泉 健太君

大畠 章宏君

青山 周平君

川田 隆君

補欠

宮内 秀樹君

中谷 真一君

武井 俊輔君

補欠

川田 隆君

宮崎 謙介君

笹川 博義君

青山 周平君

辻元 清美君

奥野総一郎君

桜井 宏君

井林 辰憲君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十四日、議長において、次のとおり特別委
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

小宮山泰子君

畑 浩治君

畑 浩治君

小宮山泰子君

食品表示法案(内閣提出第四四号)

消費者問題に関する特別委員会 付託

(議案付託)

一、昨十四日、参議院に送付した内閣提出案は次
のとおりである。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施
の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次
のとおりである。

いわゆる4.28「主権回復の日」政府式典の挙
行結果と今後の開催に関する質問主意書(照屋
寛徳君提出)

道路法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路法等の一部を改正する法律

(道路法の一部改正)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の

一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に、

「第四十七条の五」を「第四十七条の六」に、「第
四十七条の六」を「第四十七条の七」に改める。

第十七条第六項中「第四項まで」の下に「及び
前項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第
五項の次に次の一項を加える。

6 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から

要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村
における道路の改築又は修繕に関する工事の
実施体制その他の地域の実情を勘案して、当

該都道府県又は市町村が管理する都道府県道
又は市町村道(地域における安全かつ円滑な
交通の確保のために適切な管理の必要性が特

に高いと認められるものに限る。)を構成する
施設又は工作物のうち政令で定めるものの改
築又は修繕に関する工事(高度の技術を要す

るもの又は高度の機械力を使用して実施する
ことが適当であると認められるものに限る。)

を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。 第二十二条の次に次の一条を加える。 (維持修繕協定の締結) 第二十二条の二 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者(第二号において「維持修繕実施者」という。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において「維持修繕協定」という。)を締結することができる。 一 維持修繕協定の目的となる道路の区域(次号において「協定道路区域」という。) 二 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他の道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容 三 前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法 四 維持修繕協定の有効期間	五 維持修繕協定に違反した場合の措置 六 その他必要な事項 第二十四条中「第十七条第四項」の下に「若しくは第六項」を加え、「第二十二条」を「第二十二条の二」に改める。 第二十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。 三 国土交通大臣は、第十七条第六項の規定により都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。 第三章第一節中第二十八条の次に次の一条を加える。 (協議会) 第二十八条の二 交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。 二 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。 一 関係地方公共団体 二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者	三 その他協議会が必要と認める者 三 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 四 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第三十七条第一項中「ふく、そう、する道路又は幅員」を「ふく、そう、する道路若しくは幅員に改め、「図るため」の下に、「又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため」を加える。 第三十九条第一項ただし書中「で政令で定めるもの」を削る。 第四十二条に次の一項を加える。 三 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。 第四十七条の二に見出しとして「限度超過車両の通行の許可等」を付し、同条第一項中「附して」を「付して」に、「こえる車両」を「超える車両(次条第一項及び第七十二条の二第一項において「限度超過車両」という。)」に改める。 第四十七条の十を第四十七条の十一とし、第四十七条の六から第四十七条の九までを一条ずつ繰り下げる。 第三章第四節中第四十七条の五を第四十七条	の六とする。 第四十七条の四第一項中「明瞭」を「明瞭に」、「まわり道を「回り道」に改め、同条を第四十七条の五とする。 第四十七条の三第一項中「こえる」を「超える」に、「前条第一項」を「第四十七条の二第一項」に、「附した」を「付した」に改め、同条を第四十七条の四とする。 第四十七条の二の次に次の一条を加える。 (限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等) 第四十七条の三 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るため、限度超過車両の通行を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合においては、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路(高速自動車国道又は指定区間内の国道を含む場合に限る。第六項及び第七項において同じ。)について、区間を定め、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。 二 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃
---	--	---	---

止しようとするときも、同様とする。 3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。	4 第二項の同意をした道路管理者は、直ちに、当該道路に係る前条第一項の許可（国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合する車両に係るものに限る。以下この条において同じ。）の基準及び当該許可に係る審査のために必要な当該道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの（次項及び第六項において「許可基準等」という。）を国土交通大臣に提供しなければならない。 5 前項の道路管理者は、当該道路に係る許可基準等に変更があつたときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。 6 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の申請が第一項の規定により指定された道路管理者を異にする二以上の道路に係るもので政令で定めるものであるときは、同条第一項の許可に関する権限は、国土交通大臣が行うものとする。この場合において、国土交通大臣は、指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に係る審査については、前二項の規定によりこれらの道路の道路管理者から提供された許可基準等に照らして、これを行わなければならない。
7 前項の規定により道路管理者を異にする二以上の道路について国土交通大臣が行う前条第一項の許可を受けようとする者は、手数料を国に納めなければならない。 8 前項の手数料の額は、実費を勘案して、政令で定める。	9 国土交通大臣は、第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）から第六項の規定により行つた当該道路に係る前条第一項の許可に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。 第五十一条を次のように改める。 （国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に係る工事に關する費用負担） 第五十一条 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に關する工事に要する費用は、国が補助金相当額（都道府県又は市町村が自ら当該工事をを行うこととした場合に第五十六条の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。 2 第十七条第六項の規定により国土交通大臣
が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に關する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。 第五十二条第一項中「第四十九条又は第五十条を「前三条」に改める。 第五十三条第一項中「場合又は」を「場合、」に改め、「災害復旧を行う場合」の下に「又は都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に關する工事をを行う場合」を、「都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「又は第四項」を「若しくは第四項又は第五十一条」に改める。 第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十五条第一項中「又は第五十条」を「から第五十一条まで」に改める。 第六十四条第二項中「収入」の下に「とし、第四十七条の三第七項の規定に基づく手数料は、国の収入」を加える。 第七十一条第四項中「第四十七条の三第二項」を「第四十七条の四第二項」に改め、同条第五項中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改める。 第七十二条の次に次の一条を加える。 （報告及び立入検査） 第七十二条の二 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項（第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七	条の二第二項の規定に係る場合に限る。）の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第七十七条第一項中「その他道路」を、「道路の維持又は修繕の実施状況その他道路又は道路の管理の状況」に改める。 第九十一条第二項中「第四十七条の十」を「第四十七条の十一」に、「から第七十三条まで」を「第七十二条、第七十三条」に改める。 第一百一条第五号中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改め、同条第六号中「立入」を「立入りに」改める。 第二百二条第三号中「第四十七条の三第二項」を

「第四十七条の四第二項」に改める。 第三百三条中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改める。 第四百四条を次のように改める。 第四百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第四十四条第四項又は第四十八条第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者 二 第七十二条の二第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者 （道路整備特別措置法の一部改正） 第二条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。 第四条中「第三項まで」の下に「若しくは第六項」を加える。 第八条第七項中「次条第一項第九号又は第十二号」を「次条第一項第十号又は第十三号」に改める。 第九条第一項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。 六 道路法第二十二條の二の規定により維持修繕協定を締結すること。 第九条第九項中「第一項第九号」を「第一項第	十号」に、「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第十項中「第六号、第八号から第十号まで又は第十二号」を「第七号、第九号から第十一号まで又は第十三号」に改める。 第十四条中「第三項まで」の下に「若しくは第六項」を加える。 第十七条第一項中第二十七号を第二十八号とし、第五号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。 五 道路法第二十二條の二の規定により維持修繕協定を締結すること。 第十七条第二項中「同項第八号、第九号又は第二十一号」を「同項第九号、第十号又は第二十二号」に改め、同項ただし書中「同項第八号又は第九号」を「同項第九号又は第十号」に改める。 第三十条第一項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。 三 道路法第二十八條の二第一項の規定により協議会を組織すること。 第三十一条第一項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。 一 道路法第二十八條の二第一項の規定により協議会を組織すること。 第三十五条中「第九条第一項第九号又は第十七条第一項第十四号」を「第九条第一項第十号又	は第十七条第一項第十五号」に改める。 第三十六条中「第十七条第一項第十七号」を「第十七条第一項第十八号」に改める。 第四十条第一項中「第九条第一項第八号」を「第九条第一項第九号」に改め、同条第二項中「第十七条第一項第六号」を「第十七条第一項第七号」に、「第十七条第一項第十号」を「第十七条第一項第十一号」に改める。 第四十二条第三項中「第十七条第一項第十四号」を「第十七条第一項第十五号」に改め、同条第四項中「第九条第一項第九号」を「第九条第一項第十号」に改める。 第五十四条第一項中「第十七条第一項第二十四号」を「第十七条第一項第二十五号」に改める。 第三条 道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。 第八条第一項第二十号中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同項第三十一号を「第三十三号とし、第三十号を第三十二号とし、第二十九号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。 三十一 道路法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。 第八条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十五号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十四号中「第四十七条の七	第一項」を「第四十七条の八第一項」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号中「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十二号の次に次の一号を加える。 二十三 道路法第四十七条の三第二項の規定により協議し、同条第四項又は第五項の規定により許可基準等を提供し、及び同条第九項の規定により情報の提供を求めること。 第八条第二項中「第十四号又は第十五号」を「第十四号、第十五号、第二十三号又は第三十一号」に、「道路」を「道路」に、「限る」を「限り、同項第二十三号に掲げる権限にあつては道路法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る」に改め、同条第三項中「若しくは第二十六号に掲げるもの」を「第二十三号若しくは第二十七号に掲げるもの（同項第二十三号に掲げる権限にあつては、道路法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。以下この項において同じ。）」に、「都道府県道又は」を「第一項第三十一号に掲げるもの又は都道府県道若しくは」に、「又は第二十六号」を「第二十三号若しくは第二十七号」に改め、同条第四項中「第二十二号まで、第二十四号から第二十六号まで又は第二十八号から第三十号まで」を「第二十三号まで、第二十五号から第二十七号まで又は第二十九号から第三十二号まで」
--	---	--	--

に、「第九号から第三十号まで」を「第九号から第三十二号まで」に改め、同条第五項中「第二十六号、第二十七号及び第三十号」を「第二十七号、第二十八号及び第三十二号」に改め、同条第六項中「第二十六号又は第二十七号」を「第二十七号又は第二十八号」に改め、同条第七項中「第二十八号」を「第二十九号」に改める。

第九条第一項第十一号中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同項第十二号中「第四十七条の七第一項後段」を「第四十七条の八第一項後段」に改める。

第十七条第一項第十六号中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同項中第二十八号を第三十号とし、第二十七号を第二十九号とし、第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 道路法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

第十七条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「第四十七条の七第一項」を「第四十七条の八第一項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号の次に次の一号を加える。

十九 道路法第四十七条の三第二項の規定により協議し、同条第四項又は第五項の規定により許可基準等を提供し、及び同条第九項の規定により情報の提供を求めること。

第十七条第二項中「又は第二十二号に掲げるもの」を、「第十九号、第二十三号又は第二十七号に掲げるもの（同項第十九号に掲げる権限にあつては、道路法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。）」に改め、同項ただし書中「同項第九号」を「前項第九号」に改める。

第三十条第一項第六号及び第三十一条第一項第四号中「第四十七条の十第一項」を「第四十七条の十一第一項」に改める。

第五十四条の前の見出し中「適用」を「適用等」に改め、同条第一項中「において、道路法」の下に「第四十七条の三第二項中「道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあるのは「道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。）が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路（以下「会社管理高速道路」という。）である場合にあっては機構に、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「公社管理道路」という。）である場合にあっては地方道路公社」と、同条第四項及び第五項中「道路管理者」とあり、同条第六項中「これらの道路の道路管理者」とあり、並びに同条第九項中「第一項の規定により指定

された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）とあるのは「機構等」と、同条第六項中「指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道」とあり、及び同条第九項中「当該道路」とあるのは「会社管理高速道路又は公社管理道路」と、同法を加え、「第八条第一項第二十九号又は第十七条第一項第二十五号」を「第八条第一項第三十号又は第十七条第一項第二十六号」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、前項の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の三第二項の規定により協議をしようとする場合においては、あらかじめ、会社の意見を聴き、かつ、その協議を行つたときは、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業をいう」を「事業をいい、道路の新設又は改築（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二条第三項に規定する電線共同溝（第四条第一項において単に「電線共同溝」という。）に係るものに限る。）に密接に関連する事業を含む」に改める。

第三条を次のように改める。

（国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に係る工事に関する費用負担の特例）

第三条 道路法第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事（都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に前条の規定その他の同法以外の法律の規定（以下この条において「他法律の規定」という。）により国が当該工事に要する費用について補助することができ、る工事に限る。）に要する費用は、道路法第五十一条の規定にかかわらず、国が補助金相当額（都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に他法律の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができ、る金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（電線共同溝への電線の敷設工事に係る資金の貸付け）

第四条 国は、都道府県又は市町村が道路法第三十七条第一項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝に係る電線共同溝の占用予定者（電線共同溝の整備

等に関する特別措置法第五条第二項に規定する電線共同溝の占用予定者をいう。)に対し電線共同溝への電線の敷設工事(これに附帯する工事を含む。)に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項に規定する国の貸付金及び同項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中道路法目次の改正規定(第二十八条)を「第二十八条の二」に改める部分を除く。)、同法第四十七条の二の改正規定、同法第四十七条の十を同法第四十七条の十一とし、同法第四十七条の六から同法第四十七条の九までを一条ずつ繰り下げる改正規定、同法第三章第四節中第四十七条の五を同法第四十七条の六とする改正規定、同法第四十七条の四第一項の改正規定、同条を同法第四十七条の五とする改正規定、同法第四十七条の三第一項の

改正規定、同条を同法第四十七条の四とする改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第六十四条第二項の改正規定、同法第七十一条第四項及び第五項の改正規定、同法第七十二条の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十一条第二項、第一百条第五号、第一百零二条第三号、第一百零三条及び第一百零四条の改正規定並びに第三条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定の施行前に国が貸付けを行った同条の規定による改正前の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項又は第二項の規定による国の貸付金の償還については、なお従前の例による。ただし、附則第六条の規定による改正後の特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第五十条の二の規定の適用については、この限りでない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定

による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(道路法の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十七条第六項」を「第十七条第七項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百一条第二項第一号ハ中「若しくは第五十条第一項」を、「第五十条第一項」に改め、「若しくは第四項」の下に「若しくは第五十一条第一項若しくは第二項」を、「第二十條第一項」の下に「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第三条」を加え、同号ト中「第二十條第一項」の下に「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第四条第一項」を加える。

附則第十二条中「及び附則第五十条の二第一項の規定による国債整理基金特別会計から道路整備勘定への繰入金」を削る。

附則第五十条の二第三項中「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付

金」を「第一項に規定する貸付金(以下この条において「旧貸付金」という。)」に、「当該貸付金」を「当該旧貸付金」に改め、同条第四項中「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金」を「旧貸付金」に、「翌年度において第一項の規定による国債整理基金特別会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度」を「平成二十八年年度」に改め、同条第五項中「第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金又は道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金」を「旧貸付金」に改め、「それぞれその繰入れをした年度又は」を削り、「同勘定の歳入」を「道路整備勘定の歳入」に改め、同条第六項を削る。

理 由

大規模な災害の発生の可能性及び道路の老朽化を踏まえた道路の適正な管理を図るため、防災上重要な道路において占用を制限できることとするとともに、道路の劣化の要因となる大型車両の通行を特定の道路に誘導する制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、大規模な災害の発生の可能性及び道路の老朽化を踏まえた道路の適正な管理を図るため、防災上重要な道路において占用を制限できることとともに、道路の劣化の要因となる大型車両の通行を特定の道路に誘導する制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 道路法の一部改正

(一) 国土交通大臣は、地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、地方道を構成する一定の施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を自ら行うことが適当であると認められる場合には、これを行うことができること。

(二) 道路管理者は、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者との間に、維持修繕協定を締結することができること。

(三) 二以上の道路管理者は、交通上密接な関連を有する道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

(四) 道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大防止のために特に必要があると認める場合には、区域を指定して道路

の占用を禁止し、又は制限することができること。

(五) 道路の維持又は修繕に関する技術的基準は、点検に関する基準を含むものでなければならないこと。

(六) 国土交通大臣は、車両の幅等に関する最高限度を超える車両(以下「限度超過車両」という。)の通行を誘導すべき道路を指定することができることとし、当該指定がなされた道路に係る限度超過車両の通行許可を行うときは、道路管理者への協議を要しないこと。

(七) 道路管理者は、限度超過車両の所有者等に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所等に立ち入り、物件を検査させることができること。

2 道路整備特別措置法の一部改正

1の(二)の協定の締結等に係る高速道路等の道路管理者の権限について、高速道路株式会社等が代行すること。

3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

国は、地方公共団体が1の(四)の道路の区域等に建設される電線共同溝の占用予定者に対し電線共同溝への電線の敷設工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合、その資金の一部を無利子で地方公共団体に貸

し付けることができること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

大規模な災害の発生の可能性及び道路の老朽化を踏まえた道路の適正な管理を図るため、防災上重要な道路において占用を制限できることとするとともに、道路の劣化の要因となる大型車両の通行を特定の道路に誘導する制度を創設する等の措置を講じようとする本案は、妥当なものとして認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十五年年度社会資本整備事業特別会計予算に、電線敷設工事資金貸付金に係る経費三億円が計上されている。
右報告する。

平成二十五年五月十四日

国土交通委員長 金子 恭之

衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

道路法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に

留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 社会資本の老朽化が今後急速に進行することに鑑み、道路構造物等の公共施設の現状を適確かつ迅速に把握すること。特に、防災上重要な施設等への点検・修繕等真に必要な対策を重点化し、早急に対応するよう努めること。

二 道路の効率的かつ効果的な維持管理を実施できるよう、道路の維持・修繕に関する技術的基準に係る政令を早期に制定するとともに、点検を含めた維持・修繕が適確に実施できるよう、マニュアル等については見直しを行い、その周知徹底を図ること。

三 効率的な維持管理・更新を図る上で技術開発の促進が重要であることに鑑み、民間で開発された新技術や新材料等について、その普及が促進されるよう、国による評価や認証制度を充実すること。そのため、最新の技術的知見を踏まえた技術開発の推進の観点から、土木研究所等国の研究機関の機能を効率化・重点化しながら強化するとともに、構造物保全に関する地方公共団体への技術支援を加速させるべく、関係機関の機能を拡充すること。また、国による施設管理データの一元的な把握・蓄積により、技術開発を促進させ、効率的な維持管理を推進すること。

四 地方公共団体、特に市区町村が管理する橋梁等の道路構造物について老朽化対策が遅れてい

る状況に鑑み、長寿命化修繕計画の策定等に必要な財政的支援及び技術的支援を講ずるなど十分な配慮を行うこと。また、道路の維持管理・更新の適切な実施を確保するため、現場における点検や工事に携わる人材の確保及び育成に必要な支援を講ずること。

五 重量超過車両の通行による道路の損傷を軽減するため、特殊車両通行許可制度に基づいた適正な道路利用がなされるよう啓発活動に努めるとともに、重量制限違反車両に対する監視・検査体制の強化、違反者名の公表・立入検査の基準を厳しくするなど、荷主等を含め対策を一層強化すること。また、ITS技術の活用による特殊車両通行許可手続の簡素化、カーナビ等による許可ルートのわかりやすい表示など、運転者も含めた運送事業者の負担を軽減する方策も検討すること。

六 特殊車両通行許可の迅速化を一層図るため、地方公共団体において大型車両の通行を誘導すべき道路に係る道路構造情報の国への迅速な提供など必要な責務が果たされるよう促すとともに、国においては道路構造に関するデータベースを充実すること。

七 緊急輸送道路だけでなく避難路等においても、必要に応じ、電柱等の道路占用の禁止又は制限区域の指定や電線管理者への無利子貸付け等により無電柱化を積極的に推進し、歩道の整備やバリアフリー化とあわせて、災害時の円滑

な輸送・避難を確保すること。また、道路管理者が占用物件の安全性を十分確認した上で占用を許可できるよう、道路管理者が上下水道管やガス管の地下埋設物などの占用物件の健全性や耐震性等の点検結果を確認できる仕組みの構築に努めること。

港湾法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

港湾法の一部を改正する法律

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「及び船舶の航行の安全」を「並びに船舶の航行の安全及び待避」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定貨物輸入拠点港湾の指定)

第二条の二 国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾であつて、主として輸入されるばら積み貨物(以下「輸入ばら積み貨物」という。)の海上運送の用に供され、又は供されることとなる国土交通省令で定める規模その他の要件に該当する埠頭(以下この項及び第五十条の六第二項第三号において「特定貨物取扱埠頭」という。)を有するもののうち、輸入ば

ら積み貨物の取扱量その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該特定貨物取扱埠頭を中核として輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する当該国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国産業の国際競争力の強化のために特に重要なものを、特定貨物輸入拠点港湾として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の特定貨物輸入拠点港湾(以下単に「特定貨物輸入拠点港湾」という。)について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定貨物輸入拠点港湾について指定を取り消すものとする。

4 第二項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第五十条の四第一項中「(以下この条において「協議会」という。)」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項から第四項までの規定は、国際戦略港湾運営効率化協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「次条第一項及び同条第二項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

第五十条の四第三項及び第四項を削り、同条を

第五十条の五とし、同条の次に次の十条を加える。

(特定利用推進計画)

第五十条の六 特定貨物輸入拠点港湾の港湾管理者(以下「特定港湾管理者」という。)は、当該特定貨物輸入拠点港湾について、輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用の推進を図るための計画(以下「特定利用推進計画」という。)を作成することができる。

2 特定利用推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用の推進に関する基本的な方針

二 特定利用推進計画の目標

三 前号の目標を達成するために行う特定貨物取扱埠頭の機能の高度化を図る事業(次項及び第五十条の八第一項において「特定貨物取扱埠頭機能高度化事業」という。)その他の事業及びその実施主体に関する事項

四 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する他の港湾との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定利用推進計画の実施に關し当該特定港湾管理者が必要と認める事項

3 前項第三号に掲げる事項には、特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施に係る次に掲げる事

項を定めることができる。 一 第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項 二 第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為に関する事項 三 第五十四条の三第七項の規定による貸付けを受けて行う同条第一項に規定する特定埠頭の運営の事業に関する事項 四 特定利用推進計画は、基本方針に適合したものでなければならない。 五 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第二項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。 六 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第二項第四号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、同号の他の港湾の港湾管理者に協議しなければならない。 七 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第三項第三号に掲げる事項を定めようとする場合において、当該事項に係る第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものであるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。 一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設 二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三十八条第四項に規定する	る行政財産である港湾施設 八 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第三項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該事項の内容を公衆の縦覧に供することその他の第五十四条の三第七項の規定による貸付けが公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。 九 特定港湾管理者は、特定利用推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣、第二項第三号の実施主体及び同項第四号の他の港湾の港湾管理者に、特定利用推進計画を送付しなければならない。 十 国土交通大臣は、前項の規定により特定利用推進計画の送付を受けたときは、特定港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。 十一 第五項から前項までの規定は、特定利用推進計画の変更について準用する。 (特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会) 第五十条の七 特定利用推進計画を作成しようとする特定港湾管理者は、特定利用推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。 十二 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 特定利用推進計画を作成しようとする特定港湾管理者	二 特定利用推進計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 三 関係する地方公共団体及び当該特定貨物輸入拠点港湾の利用者、学識経験者その他の当該特定港湾管理者が必要と認める者 三 第一項の規定により協議会を組織する特定港湾管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。 四 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。 五 国土交通大臣は、特定利用推進計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。 六 第五十条の四第三項及び第四項の規定は、協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、第五十条の七第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第五十条の七第一項から第五項まで及び同条第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。 (港湾区域内の工事等の許可等の特例) 第五十条の八 第五十条の六第三項第一号又は第三号に掲げる事項が定められた特定利用推進計画が同条第九項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施主体に対する第三	十七条第一項の許可又は第五十四条の三第二項の認定があつたものとみなす。 二 第五十条の六第三項第二号に掲げる事項が定められた特定利用推進計画が同条第九項の規定により公表されたときは、第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出があつたものとみなす。 (共同化促進施設協定の締結等) 第五十条の九 特定利用推進計画に定められた第五十条の六第二項第三号に掲げる事項に係る輸入ばら積み貨物の積卸し、保管又は荷さばきの共同化を促進するために必要な港湾施設として国土交通省令で定めるもの(以下この条において「共同化促進施設」という。)の施設所有者等(当該共同化促進施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。次項において同じ。)を有する者をいう。以下同じ。)は、その全員の合意により、当該共同化促進施設の整備又は管理に関する協定を締結することができる。 二 特定利用推進計画に定められた第五十条の六第二項第三号に掲げる事項に係る建設が予定されている共同化促進施設又は建設中の共同化促進施設の施設所有者等となろうとする者(当該共同化促進施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有
---	--	--	--

する者を含む。以下「予定施設所有者等」という。は、その全員の合意により、当該共同化促進施設の整備又は管理に関する協定を締結することができる。	化促進施設協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。 2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該共同化促進施設協定について、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。 (共同化促進施設協定の認可)	者等又は予定施設所有者等は、共同化促進施設協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。 2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。 (共同化促進施設協定の効力)	合においては、その共同化促進施設協定については、当該協定共同化促進施設の借主を施設所有者等とみなして、第五十条の九から前条までの規定を適用する。 第五十条の三の次に次の一条を加える。 (港湾広域防災協議会)
3 第一項又は前項に規定する協定(以下「共同化促進施設協定」という。)においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 共同化促進施設協定の目的となる共同化促進施設(以下「協定共同化促進施設」という。) 二 次に掲げる協定共同化促進施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの イ 協定共同化促進施設を構成する荷さばき施設、保管施設その他の港湾施設の規模、構造又は用途に関する基準 ロ 協定共同化促進施設を構成する荷さばき施設、保管施設その他の港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法 ハ その他協定共同化促進施設の整備又は管理に関する事項 三 共同化促進施設協定の有効期間 四 共同化促進施設協定に違反した場合の措置 4 共同化促進施設協定は、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。 (認可の申請に係る共同化促進施設協定の縦覧)	第五十条の十一 特定港湾管理者は、第五十条の九第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。 一 申請手続が法令に違反しないこと。 二 協定共同化促進施設の利用を不当に制限するものでないこと。 三 第五十条の九第三項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 2 特定港湾管理者は、第五十条の九第四項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該共同化促進施設協定を当該特定港湾管理者の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定共同化促進施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定共同化促進施設である旨又は協定共同化促進施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。 (共同化促進施設協定の變更)	第五十条の十三 第五十条の十一第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた共同化促進施設協定は、その公告のあつた後において当該協定共同化促進施設の施設所有者等又は予定施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。 (共同化促進施設協定の廃止)	第五十条の四 国土交通大臣、港湾管理者の長その他の関係行政機関の長又はこれらの指名する職員は、港湾管理者を異にする二以上の港湾について、これらの港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関し必要な協議を行うため、港湾広域防災協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。 2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。 3 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第五十五条の三の二の次に次の二条を加える。 (国土交通大臣による開発保全航路内の物件の使用等)
第五十条の十 特定港湾管理者は、前条第四項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該共同	第五十条の十二 協定共同化促進施設の施設所有	第五十条の十五 共同化促進施設協定に定める事項が協定共同化促進施設の借主の権限に係る場	第五十五条の三の三 国土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合

において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、開発保全航路の区域のうち、非常災害が発生した場合の船舶の交通を確保するために特に必要があるものとして国土交通省令で定めた区域内において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができる。 (緊急確保航路内の禁止行為等) 第五十五条の三の四 何人も、緊急確保航路(非常災害が発生した場合において、港湾区域、開発保全航路及び河川区域以外の水域における船舶の交通を緊急に確保する必要があるものとして政令でその区域を定めた航路をいう。以下同じ。)内において、みだりに、船舶、土石その他の物件で国土交通省令で定めるものを捨て、又は放置してはならない。 2 緊急確保航路内において、水域を工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 3 国土交通大臣は、前項の行為が非常災害が発生した場合における船舶の交通に支障を与えるものであるとき、又は非常災害が発生した場合における沈没物その他の物件の除去に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない。 4 第三十七条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。	
5 国土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、緊急確保航路内において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができる。 第五十五条の四 第一項中「又は前条第七項を」第五十五条の三の二第七項、第五十五条の三の三又は前条第五項に改める。 第五十六条の前の見出し中「定の」を「定め」に改め、同条第一項中「定の」を「定め」に改め、「開発保全航路」の下に「及び緊急確保航路」を加え、「埋立」を「埋立て」に改める。 第五十六条の二 第二項中「開発保全航路」の下に「及び緊急確保航路」を加える。 第五十六条の二の二 第二項中「この項及び次項において」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 前項の規定による技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通省令で定める方法により行わなければならない。 第五十六条の二の三 第一項及び第二項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。 第五十六条の二の二十 第一項中「第五十六条の二の二第二項」を「第五十六条の二の二第三項」に	改め、同条の次に次の二条を加える。 (特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等) 第五十六条の二の二十一 港湾管理者は、技術基準対象施設であつて、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定めるもの(以下「特定技術基準対象施設」という。)のうち、港湾管理者以外の者(国及び地方公共団体を除く。第五十六条の五第三項において同じ。)が管理するものが、技術基準に適合しなくなり、かつ、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定技術基準対象施設を管理する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 2 港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 (国土交通大臣への報告等) 第五十六条の二の二十二 国土交通大臣は、港湾管理者に対し、その管理する港湾における特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し必要な報告を求め、又は技術的な援助をすることができる。 第五十六条の四 第一項第一号イ中「又は第二項」
を若しくは第二項又は第五十五条の三の四第一項若しくは第二項に改め、同項第二号及び第三号中「第四十三条の八第二項」の下に「第五十五条の三の四第二項」を加える。 第五十六条の五 第一項中「第四十三条の八第二項」の下に「第五十五条の三の四第二項」を加え、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定技術基準対象施設を管理する者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況若しくは当該特定技術基準対象施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 第五十九条第二項中「第四十一条第一項」の下に「第五十六条の二の二十一第二項」を加え、「基く」を「基づく」に改める。 第六十一条 第四項第一号中「第四十三条の八第二項」の下に「第五十五条の三の四第二項」を加え、同項第二号中「第四十三条の八第一項」の下に「第五十五条の三の四第一項」を加え、同条第八	を若しくは第二項又は第五十五条の三の四第一項若しくは第二項に改め、同項第二号及び第三号中「第四十三条の八第二項」の下に「第五十五条の三の四第二項」を加える。 第五十六条の五 第一項中「第四十三条の八第二項」の下に「第五十五条の三の四第二項」を加え、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定技術基準対象施設を管理する者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況若しくは当該特定技術基準対象施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 第五十九条第二項中「第四十一条第一項」の下に「第五十六条の二の二十一第二項」を加え、「基く」を「基づく」に改める。 第六十一条 第四項第一号中「第四十三条の八第二項」の下に「第五十五条の三の四第二項」を加え、同項第二号中「第四十三条の八第一項」の下に「第五十五条の三の四第一項」を加え、同条第八

項第五号中「第五十六条の五第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の次に一条を加える改正規定、第五十条の四を第五十条の五とし、同条の次に十条を加える改正規定(第五十条の四を第五十条の五とする部分を除く。)並びに第五十六条の二の二、第五十六条の二の三第一項及び第二項第三号並びに第五十六条の二の二十第一項の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第五十六条の二の二十の次に二条を加える改正規定、第五十六条の五の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。)並びに第五十九条第二項及び第六十一条第八項第五号の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の港湾法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二百二十七号の二中「第五十六条の二の二第二項」を「第五十六条の二の二第三項」に改める。

理 由

非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、障害物の除去を行うことにより啓開できる航路を定めることができることとともに、海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点形成するため、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)

に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、障害物の除去を行うことによ

り啓開できる航路を定めることができることとするともに、海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 非常災害時の船舶の交通の確保に資する緊急確保航路制度の創設等

(一) 船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路である開発保全航路について、従前より当該航路に含むものとして定められている構造の保全及び船舶の航行の安全のために必要な施設に加え、船舶の待避のために必要な施設を含むものとする。

(二) 国土交通大臣、港湾管理者の長その他の関係行政機関の長は、港湾管理者を異にする二以上の港湾について、これらの港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関し必要な協議を行うため、港湾広域防災協議会を組織することができ。

(三) 国土交通大臣は、非常災害時において緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、開発保全航路の区域のうち一定の区域内及び緊急確保航路(非常災害時において船舶の交

通を緊急に確保する必要がある航路をいう。)内において、障害物の除去を迅速に進めるため船舶の処分等ができること。

2 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進

(一) 国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾であつて、主として輸入されるばら積み貨物(以下「輸入ばら積み貨物」という。)の海上運送の用に供される一定の規模以上の埠頭を有するものうち、輸入ばら積み貨物の取扱量その他の事情を勘案し、当該埠頭を中核として輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国産業の国際競争力の強化のために特に重要なものを、特定貨物輸入拠点港湾として指定することができる。

(二) 輸入ばら積み貨物の積卸し等の共同化のために必要な施設の所有者等が当該施設の整備又は管理に関する協定を締結し、港湾管理者の認可を受けた場合には、その公告のあつた後において当該施設の所有者等となつた者に対しても、当該協定の効力があ

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、障害物の除去を行うことにより啓開できる航路を定めることができることとするともに、海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十五年年度社会資本整備事業特別会計予算港湾勘定において、港湾整備事業に係る経費千六百九十六億円の中に計上されている。右報告する。

平成二十五年五月十四日

国土交通委員長 金子 恭之

衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕

港湾法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 東北地方太平洋沖地震の被害が港湾において甚大であつたことを踏まえ、首都直下地震や南

海トラフの巨大地震等が発生した場合における市民生活や産業活動に与える影響を最小限に留めることができるよう、港湾において防災・減災のための措置に万全を期すこと。

二 被災港湾において関係者間の連携が十分に行われず物流機能の復旧に時間を要したという東日本大震災の教訓を踏まえ、関係者の協働により港湾事業継続計画の策定を全国的に進め、非常災害時における港湾物流機能の維持と早期復旧が図られるよう最善を尽くすこと。

三 港湾施設の適切な維持管理・更新が、国民の生命や財産を守るとともに、我が国を支える臨海部立地産業の競争力強化にも資することに鑑み、港湾管理者及びコンビナート等において港湾施設を管理する民間事業者が港湾施設の老朽化対策を適切に実施できるよう必要な支援を行うこと。

四 ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入の実現が、我が国産業の国際競争力の強化を図る上で喫緊の課題であることに鑑み、特定貨物輸入拠点港湾に関する施策について、時機を逸することなく国家戦略として確実に実施するとともに、特定貨物輸入拠点港湾の指定に当たっては、その位置や数についても十分配慮すること。また、特定貨物輸入拠点港湾以外の港湾についても、物流の効率化等の観点から引き続き機能強化に努めること。

五 輸入ばら積み貨物の海上輸送の共同化の推進

が港湾の秩序の確立に混乱を生じさせないよう特定港湾管理者への助言に努めるとともに、問題が生じた場合には、関係者の意見を十分聴いた上、必要に応じ、適切に対処すること。また、港湾の秩序ある運営と安全確保のために、適正な料金設定、雇用の安定、職域の確保、福利厚生への増進等を図り、良好な労働条件が確保されるよう努めること。

水防法及び河川法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十五年四月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

水防法及び河川法の一部を改正する法律

(水防法の一部改正)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「応援の下に」を「水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条第一項

において準用する場合を含む。に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律

第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指

定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。の)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長の協力を加える。

第七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画

に河川管理者(河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長

が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。による河川に

関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項につい

て、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

第十三条第一項中「昭和三十九年法律第百六十七号」及び「同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次項において同じ。」を削り、

同条の次に次の一条を加える。

(関係市町村長への通知)

第十三条の二 第十条第二項若しくは前条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は

第十一条第一項若しくは前条第二項の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。 第十四条第一項中「前条第一項」を「第十三条第一項」に、「前条第二項」を「第十三条第二項」に改め、「確保し」の下に「又は浸水を防止することにより」を加え、「はん濫した」を「氾濫した」に改める。 第十五条の見出し中「を確保する」を「の確保及び浸水の防止の」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。 ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。 第十五条第一項第三号を次のように改める。 三 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地 イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの	ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの 第十五条第二項を次のように改める。 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第三号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 一 前項第三号イに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者及び次条第七項に規定する自衛水防組織の構成員 二 前項第三号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）	三 前項第三号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員） 第十五条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を削り、同条の次に次の四条を加える。 （地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等） 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。 3 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められ	た連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。 4 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 5 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。 6 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。 7 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。 8 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長
--	---	---	--

に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定

められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする)」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一

項に規定する市町村防災会議の協議会をいう)」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう)」とあるのは「市町村相互地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互地域防災計画をいう)」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第三項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互地域防災計画」と読み替えるものとする。

第三十三条第四項中「第七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十六条第一項中「一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人であつて」を削り、「もの」を「法人その他これに準ずるもの」として国土交通省令で定める団体」に改める。

第三十七条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

(河川法の一部改正)

第二条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に、「第二十二條の二」を「第二十二條の三」に、「第三十七條」を「第三十七條の二」に、「第二章の二 河川立休区域(第五十八條の二―第五十八條の七)」を「第二章の二 河川立休区域(第五十八條の二―第五十八條の七)」の二―第五十八條の七」に改める。

第一条中「洪水」の下に「津波」を加える。

第十三条第一項中「工作物」の下に「(以下「許可工作物」という。))」を加え、同条第二項中「第二十六條第一項の許可を受けて設置される工作物」を「許可工作物」に改める。

第十五条中「第二十三條」の下に「若しくは第二十四條」を加え、第二章第一節中同条の次に次の一条を加える。

(河川管理施設等の維持又は修繕)

第十五条の二 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もつて公共の安全が保持されるように努めなければならない。

2 河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、河川管理施設又は許可工作物の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

第二十二條第一項中「洪水」の下に「津波」を加える。

第二十二條の二第六項中「前條第四項」を「第二十二條第四項」に改め、第二章第二節中同條を第二十二條の三とし、第二十二條の次に次の一條を加える。

(水防管理団体が行う水防への協力)

第二十二條の二 河川管理者は、水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第七條第三項(同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。)に規定する同意をした水防計画(同法第二條第五項に規定する水防計画をいう。以下この條において同じ。)に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体(同法第二條第一項に規定する水防管理団体をいう。第三十七條の二において同じ。)が行う水防に協力するものとする。

第二十三條に次のただし書を加える。

ただし、次條に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。

第二十三條の次に次の三條を加える。

(流水の占用の登録)

第二十三條の二 前條の許可を受けた水利使用(流水の占用又は第二十六條第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河

川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

(登録の実施)

第二十三條の三 河川管理者は、前條の登録の申請があつたときは、次條の規定により登録を拒否する場合を除き、政令で定める事項を第十二條第二項の水利台帳に登録しなければならない。

(登録の拒否)

第二十三條の四 河川管理者は、第二十三條の二の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が第七十五條第一項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人又は団体であつて、その役員が前二號のいずれかに該当する者であるとき。

四 第二十三條の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合におい

て、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占用について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。

第二十六條第三項中「第九十五條」を「第三十七條の二、第五十八條の十二、第九十五條若しくは第九十九條第二項」に改める。

第二十七條第四項中「前條第一項の許可を受けて設置された工作物」及び「当該工作物」を「許可工作物に」、「第九十五條」を「第五十八條の十二、第九十五條若しくは第九十九條第二項」に改め、同條第六項中「第九十五條」を「第五十八條の十二、第九十五條若しくは第九十九條第二項」に改める。

第三十二條第一項中「から第二十五條までの許可」を、「第二十四條若しくは第二十五條の許可又は第二十三條の二の登録」に改め、同條第四項中「から第二十五條までの許可」を、「第二十四條若しくは第二十五條の許可又は第二十三條の二の登録」に改め、「当該許可」の下に「又は登録」を加える。

第三十三條の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同條第一項中「の第二十三條」の下に「若しくは第二十四條」を、「第二十七條までの許可」の下に「又は第二十三條の二の登録」を加え、「から第二十五條までの許可」を、「第二十四條

若しくは第二十五條の許可若しくは第二十三條の二の登録」に改め、「による許可」の下に「又は登録」を加える。

第三十四條第一項中「から第二十五條までの許可」を、「第二十四條若しくは第二十五條の許可又は第二十三條の二の登録」に改め、同條第二項中「許可」の下に「又は登録」を加え、同條に次の一項を加える。

3 第二十三條の三及び第二十三條の四の規定は、第一項に規定する登録に係る同項の承認について準用する。

第三十五條第一項中「流水の占用又は第二十六條第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。」を削り、「第二十三條」の下に「の許可」を、「の許可」の下に「(第二十三條の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。)」を、「前條第一項」の下に「規定する許可(第二十三條の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する第二十四條の許可を除く。)」に係る同項」を加える。

第三十六條第一項中「第二十三條」の下に「の許可」を、「の許可」の下に「(第二十三條の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。)」を、「第三十四條第一項」の下に「規定する許可(第二十三條の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する第二十四條の許可を除く。)」に係る同項」を加

え、同条第二項及び第四項中「第二十三条」の下に「の許可」を、「の許可」の下に「(第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。)」を加える。

第二章第三節第一款中第三十七条の次に次の一条を加える。

(土地の占用等に関する水防管理団体等の特例)

第三十七条の二 水防管理団体又は水防協力団体(水防法第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下この条において同じ。)が行う水防に必要な器具、資材又は設備を保管するための倉庫その他これに類する施設として国土交通省令で定めるものの設置についての第二十四条、第二十六条第一項及び第三十四条第一項(第二十四条の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、水防管理団体又は水防協力団体と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

第三十八条中「第三十三条」の下に「の許可」を、「の許可」の下に「(第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。)」を、「を第二十三条」の下に「及び第二十四条」を加え、「及び政令」を「並びに政令」に改める。

第四十一条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「の許可」の下に「又は第二十三条の二の登録」を、「に関する許可」の下に「又は登録」を加える。

第二章の二の次に次の一章を加える。

第二章の三 河川協力団体

(河川協力団体の指定)

第五十八条の八 河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができることと認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。

2 河川管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該河川協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 河川協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

4 河川管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(河川協力団体の業務)

第五十八条の九 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

る。

一 河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持を行うこと。

二 河川の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 河川の管理に関する調査研究を行うこと。

四 河川の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

第五十八条の十 河川管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に對し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 河川管理者は、河川協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に對し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第五十八条の十一 国土交通大臣又は河川管理者は、河川協力団体に對し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(河川協力団体に對する河川管理者の許可等の特例)

第五十八条の十二 河川協力団体が第五十八条の九各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十条、第二十四条、第二十五条後段、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十四条第一項(第二十四条及び第二十五条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

第六十八条第一項中「及び第九十五条」を「並びに第三十七条の二、第五十八条の十二、第九十五条及び第九十九条第二項」に改める。

第七十五条第一項中「許可若しくは」を「許可、登録若しくは」に改め、同項第二号及び第三号中「許可」の下に「登録」を加え、同条第二項中「許可」の下に「登録」を加え、同項第一号及び第二号中「又は承認」を「登録若しくは承認」に改め、同項第三号中「洪水」の下に「津波」を、「許可」の下に「登録」を加える。

第七十六条第一項ただし書中「又は第二十六

条第一項の許可」を「若しくは第二十六条第一項の許可又は第二十三条の二の登録」に改める。

第七十七条第一項中「第二十三条」の下に「第二十三条の二、第二十四条」を加える。

第七十八条第一項中「許可」の下に「登録」を加える。

第七十九条第二項第四号中「第二十四条、第二十六条第一項」を削り、「による処分」の下に「若しくは第二十四条若しくは第二十六条第一項の規定による処分(第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する処分を除く。)」を加える。

第七十九条の二中「洪水」の下に「津波」を加える。

第八十七条中「により許可」の下に「若しくは登録を、」による許可」の下に「又は登録」を加える。

第八十八条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条中「第二十三条」の下に「若しくは第二十四条」を、「許可」の下に「又は第二十三条の二の登録」を加える。

第九十条中「許可」の下に「登録」を加える。

第九十五条中「第二十三条」の下に「第二十三条の二、第二十四条」を、「許可」の下に「登録」を加える。

第九十九条の見出し中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改め、同条中「関係地方公共団体」の下に「又は当該事項を適正かつ確実に実施

することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。))を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により委託を受けた地方公共団体等が当該委託を受けた事項についての第二十条、第二十四条、第二十五条後段、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十四条第一項(第二十四条及び第二十五条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該地方公共団体等と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

「第十五条の二第一項を加え、」第二十二條の二第六項を「第二十二條の三第六項」に、「第二十二條の二第一項を」第二十二條の二、第二十二條の三第一項に、「第二十五條まで」を「第二十三條の三まで、第二十四條、第二十五條」に、「第三十八條を」から第三十八條まで」に改め、「第五十八條の六第一項及び第二項」の下に、「第五十八條の八第一項、第二項及び第四項、第五十八條の十から第五十八條の十二まで」を加え、「並びに第九十五條を」第九十五條並びに第九十九條第二項」に改める。

「第百二條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第二十三條」の下に「又は第二十三條の二」を加える。

「第百三條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第二十二條の二第四項」を「第二十二條の三第四項」に改める。

「第百五條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「許可」の下に「又は第二十三條の二の登録」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条(河川法目次の改正規定(第十五條を「第十五條の二」に改める部分に限る。))、同法第十五條の改正規定、同法第二章第一節同条の次に一條を加える改正規定、同法第二十三條の改正規定、同条の次に三條を加える改正規定、同法第三十二條の改正規定、同法第三十三條(見出しを含む。))の改正規定、同法第三十四條から第三十六條まで及び第三十八條の改正規定、同法第四十一條(見出しを含む。))の改正規定、同法第七十五條の改正規定同条第二項第三号中「洪水」の下に「津波」を加える部分を除く。)、同法第七十六條から第七十九條まで及び第八十七條の改正規定、同法第八十八條(見出しを含む。))の改正規定、同法第九十條及び第九十五條の改正規定、同法第百條の三第一項第一号の改正規定(「第十五條」の下に「第十五條の二第一項」を加える部分及び「第二十五條まで」を「第二十三條の三まで、第

二十四條、第二十五條」に改める部分に限る。))並びに同法第百二條及び第百五條の改正規定に限る。))並びに附則第三條、第七條(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)別表第一河川法(昭和三十九年法律第百六十七號)の項第一号イの改正規定中「第十五條」の下に「第十五條の二第一項」を加える部分及び「第二十五條まで」を「第二十三條の三まで、第二十四條、第二十五條」に改める部分に限る。))、第八條、第九條及び第十一條から第十五條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六條第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法(附則第六條において「新水防法」という。))第三十六條第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(河川法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一條ただし書に規定する規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の河川法(次項において「旧河川法」という。))第二十三條の規定による許可であつて、第二条の規定による改正後の河川法(以下この条及び附則第六條において「新河川法」という。))第二十三條の二の規定が適用される流水の占用に係るものは、同条の規定によりした登録とみなす。この場合に

において、新河川法第二十三条の三の規定は、適用しない。

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現にされている旧河川法第二十三条の規定による許可の申請であつて、新河川法第二十三条の二の規定が適用される流水の占用に係るものは、同条の規定によりした登録の申請とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の項第一号イ中「第十五条」の下に、「第十五条の二第一項」を加え、「第二十二條の二第六項を第二十二條の三第六項」に、「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二、第二十二條の三第一項」に、「第二十五條まで」を「第二十三條

の三まで、第二十四条、第二十五条」に、「第三十八條」を「から第三十八條まで」に改め、「第五十八條の六第一項及び第二項」の下に、「第五十八條の八第一項、第二項及び第四項、第五十八條の十から第五十八條の十二まで」を加え、「並びに第九十五条」を、「第九十五条並びに第九十九條第二項」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第百十五條の十七第一項中「から第二十五条まで」を、「第二十四條、第二十五条」に改め、「による許可」の下に、「登録」を加える。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第九条 特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三條中「許可」の下に「又は同法第二十三條の二の規定による流水の占用の登録」を加える。

第二十四條の前の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同條中「許可」の下に「又は同法第二十三條の二の規定による登録」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

第二十五條第一項中「許可」の下に「又は同法第二十三條の二の規定による登録」を加え、同條第二項中「許可」の下に「又は同法第二十三條の二の規定による登録」を加え、「見込」を「見込みに」、「取消」を「取消し」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第十条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一号中「第四項」を「第五項」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第十一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第百三條第一項中、「第二十四條、第二十六條第一項又は第二十九條第二項の許可」を「若しくは第二十九條第二項の許可又は同法第二十四條若しくは第二十六條第一項の許可(同法第二十三條の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用(同条に規定する水利使用をいう。第三項において同じ。)に関する許可を除く。)」に改め、同條第三項中、「第二十四條、第二十六條第一項又は第二十九條第二項の許可」を「若しくは第二十九條第二項の許可又は同法第二十四條若しくは第二十六條第一項の許可(同法第二十三條の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。)」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第十二條 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十條第九項第四号中「から第二十五條まで」を、「第二十四條、第二十五條」に、「又は」を「若しくは」に改め、「許可」の下に「又は同法

第二十三條の二(同法第百條第一項において準用する場合を含む。)の規定による登録」を加える。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十三條 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「及び第二十八條から第三十三條まで」を、「第二十八條から第三十條まで、第三十二條及び第三十三條」に改める。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

別表第二十一号中「協議会を活用した特定水力発電事業を「削除」に改める。

(総合特別区域法の一部改正)

第十四條 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「第五十二條」を「第四十八條」に改める。

第四十九條から第五十二條までを次のように改める。

第四十九條から第五十二條まで 削除

別表第二の七の項中「特定水力発電事業」を「削除」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第十五條 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「第三十四條まで」を「第二十八條まで、第三十三條及び第三十四條」に、「及

び政令」を「並びに政令」に改める。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

第二十九条から第三十二条まで 削除

第四十八条第三項第十一号中「河川管理者」を「同法第七条同法第百条第一項において準用する場合を含む。」に規定する河川管理者 同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この号及び第八十五条において同じ。）の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長」に改める。

別表の十の項中「特定水力発電事業」を「削除」に改める。

理 由

水防活動及び河川管理をより適切なものとするとともに、その連携を強化するほか、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の適切な維持及び修繕を促進するための措置、河川協力団体制度の創設、水利使用手続の簡素化のための従属発電に関する登録制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水防法及び河川法の一部を改正する法律案
（内閣提出に関する報告書）

一 議案の目的及び要旨

本案は、水防活動及び河川管理をより適切なものとするともに、その連携を強化するほか、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の適切な維持及び修繕を促進するための措置、河川協力団体制度の創設、水利使用手続の簡素化のための従属発電に関する登録制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 水防法の一部改正

（一）都道府県知事等は、水防計画に河川管理者の協力に関する事項を定めることができること。

（二）浸水想定区域内の地下街等、高齢者等利用施設及び大規模工場等について、洪水時に当該施設の所有者等が利用者の避難を確保し、又は施設への浸水を防止する自主的な取組を促進するための措置を講ずること。

2 河川法の一部改正

（一）河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つよう維持し、修繕することとし、そのために必要な技術的基準を政令で定めること。

（二）河川管理者は、都道府県等の水防計画に河川管理者の協力に関する事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力すること。

（三）既に水利使用の許可を受けた河川の流水等を利用した従属発電について、水利使用手続の簡素化及び円滑化を図るため、河川管理者の許可に代えて、登録を受ければ足りること。

（四）河川管理者は、河川管理者に協力して河川の工事等を適正かつ確実に行うことができる」と認められる法人その他の団体を河川協力団体として指定することができることとし、当該団体が活動を行う上で必要な河川法の許可等の特例を設けること。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

水防活動及び河川管理をより適切なものとするとともに、その連携を強化するほか、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の適切な維持及び修繕を促進するための措置、河川協力団体制度の創設、水利使用手続の簡素化のための従属発電に関する登録制度の創設等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと

と議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年五月十四日

国土交通委員長 金子 恭之

衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕

水防法及び河川法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 洪水時における水災防止体制を充実・強化するため、水防活動への理解と参加意識の向上のための啓発等により一層の水防団員の確保及び水防協力団体の拡充を図るとともに、水防管理団体と河川管理者及び水防協力団体との連携強化に向けた取組を推進すること。

二 浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場等において、事業者等の自主的な水防活動を促進するため、当該施設の利用者の避難確保又は施設への浸水防止のための計画作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置に係るガイドラインの作成や情報提供等を行うとともに、国としても事業者等の取組状況の把握に努めるほか、洪水予報等の情報を確実に伝達するよう必要な措置を講ずること。

三 社会資本の老朽化に対する意識が高まる中で、国民の安全・安心が保持されるよう、河川管理施設等の維持・修繕に係る技術的基準を早期に定め、国土交通大臣が管理する当該施設の維持・修繕を適切に実施するとともに、都道府県知事等が管理する施設については、長寿命化計画の策定等に必要な財政的支援及び技術的支援を講ずるなど十分な配慮を行うこと。また、許可工作物の維持・修繕が適切になされるよう、当該工作物の設置者を積極的に指導すること。

四 再生可能エネルギーとして期待される小水力発電の促進が図られるよう、従属発電に係る登録制の導入等について周知するとともに、小水力発電事業者と関係行政機関との情報共有を進める等により、小水力発電プロジェクトの形成支援に努めること。

報 告 書

平成二十五年年度一般会計予算

右は、両院協議会の成案を得なかった。
よって報告する。

平成二十五年五月十五日

平成二十五年年度一般会計
予算外二件両院協議会

衆議院協議委員長 山本 有二

衆議院議長 伊吹 文明殿

報 告 書

平成二十五年年度特別会計予算

右は、両院協議会の成案を得なかった。
よって報告する。

平成二十五年五月十五日

平成二十五年年度一般会計
予算外二件両院協議会

衆議院協議委員長 山本 有二

衆議院議長 伊吹 文明殿

報 告 書

平成二十五年年度政府関係機関予算

右は、両院協議会の成案を得なかった。
よって報告する。

平成二十五年五月十五日

平成二十五年年度一般会計
予算外二件両院協議会

衆議院協議委員長 山本 有二

衆議院議長 伊吹 文明殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本号一部
本 体
一一五円
一〇円